

番号：180114

国名：エルサルバドル

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム

案件名：生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発能力強化プロジェクト（コミュニティ開発計画策定/生活改善）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：コミュニティ開発計画策定/生活改善

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2018年6月下旬から2018年10月上旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M

(3) 業務日数：第1次国内業務 第1次現地派遣業務

2 15

第2次国内業務 第2次現地派遣業務 第3次国内業務

5 30 3

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：5月30日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年6月12日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|--------------------|-----|
| 1) 業務実施の基本方針 | 16点 |
| 2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

- | | |
|---------------------|-----|
| 1) 類似業務の経験 | 40点 |
| 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 16点 |
| 3) 語学力 | 16点 |
| 4) その他学位、資格等 | 8点 |

(計100点)

類似業務経験	生活改善及び住民参加型社会開発事業計画策定に関する業務の経験
対象国/類似地域	エルサルバドル／中南米地域
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エルサルバドル共和国（以下、エルサルバドル）では、都市と農村の経済格差が問題となっている。同国では、コーヒー栽培を中心とした農産物輸出を伸ばし、経済を発展させてきたが、その過程で他中米諸国と同様に寡頭階級と貧困層との間の大きな格差が形成された。都市部と農村部の経済格差は顕著であり、世帯別で見た都市部の絶対的貧困率及び相対的貧困率が各々6.4%、23.5%であるのに対し、農村部の平均は各々10.4%、27.2%である（出典：エルサルバドル経済省 2016）。

特に、東部地域（モラサン県、ウスルタン県、サン・ミゲル県、ラ・ウニオン県）は、内戦による被害が最も大きかった地域であり、長い間開発から取り残されてきた。県別の人間開発指標（UNDP：2013）によると、全国14県のうち14番目（モラサン県）と13番目（ラ・ウニオン県）の下位2県が東部県に位置し、平均値で見ても全国平均が0.672であるのに対し、東部4県の平均値は0.617となっている。加えて、高い非識字率及び高等教育の機会格差による人材不足、上下水道、電化施設、道路等の経済・社会インフラの整備の遅れ等

から、社会開発の促進が必要とされている。また、世帯収入が低いことから海外の出稼ぎ家族からの海外送金への依存度が高いことも同地域の特徴である（全国の送金受給世帯割合が約 25%であるのに対し、東部地域は約 34%（エルサルバドル経済省 2016））。

このような状況に対応するため、同国が 2015 年 1 月に発表した「国家開発 5 か年計画（PQD：Plan Quinquenal de Desarrollo）2014 年-2019 年」では、雇用の創出、教育、市民の安全保障を柱とし、市民参加や地方開発を重視している。また、東部地域における貧困問題解決のために、社会開発を含む 6 つの開発プログラムから構成される、「エルサルバドル東部地域持続および包括開発マスタープラン」（以下、「東部地域マスタープラン」）があり、同プランのもと各種開発事業が実施されている。当国の社会開発プログラムの実施主体である地方開発社会投資基金（Social Investment Fund for Local Development、以下「FISDL」）は、国家開発 5 か年計画に基づき、社会開発部地方開発課を設置し、地方開発への取組を強化している。地方開発においては、市役所の能力強化が重要であることから、FISDL は 2015 年 7 月から 2 年間、東部地域の 6 市を含む全国 10 市を対象として、社会開発事業の持続的かつ自立発展的な実施を目指した「生活改善アプローチに基づく社会プログラム実施のための地方自治体能力強化プロジェクト¹」と題するパイロット・プロジェクトを実施した。パイロット・プロジェクトでは、住民グループを対象に活動を実施し、市役所との関係の強化、住民の自助努力に基づく住居改善、食習慣の改善、水源の環境改善、コミュニティ内の社会的弱者への支援、現金収入の向上といった成果が出ている。

これを受け、同国が将来的に自立的かつ持続的な社会開発事業を実施できるようにするため、地方の市役所に生活改善アプローチを導入することが有効であり、またそれに基づいた開発事業の実施能力の強化が必要と考えられた。こうした背景から、エルサルバドルにおける生活改善アプローチに基づいた、東部地域での参加型地方開発のモデルを構築するため、我が国に対し支援要請がなされた。プロジェクトは 2018 年 1 月中旬に開始され、長期専門家として「チーフアドバイザー/地方行政」「地域開発/生活改善」「組織間連携/業務調整」の 3 名が派遣中となっている。

本専門家は、プロジェクト関係者と協働し、プロジェクトで今後進めていく生活改善アプローチを踏まえたコミュニティ開発計画の策定プロセスと手法、

¹プロジェクトの C/P 機関である地方開発社会投資基金（FISDL）の定義する生活改善アプローチとは、5 つの視点（「食料安全保障」、「環境」、「健康」、「社会連帯」、「家計改善」）による生活の向上に資する活動を、身の回りや地域の資源を活用して実践すること、依存体質からの脱却を考える住民の育成及び自助努力の定着により促進することを意味している。そのために、様々な課題を当事者自身で理解し、分析し、共有し、解決策を実践し、その成果を享受し、評価をした上で、更に次の課題に挑戦していくというサイクルの実践を行うことである。

およびその実施、モニタリング・評価法の構築とそれらをプロジェクト関係者²自身が実施出来るようにするためのマニュアル等の教材作成の支援及び関連人材育成を行う。あわせて、今回策定を支援するコミュニティ開発計画とプロジェクトが構築する生活改善アプローチを踏まえた市の開発計画の策定手法及びプロセスとの関係性や繋がりについても留意した活動の実施を必要とする。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、プロジェクトチーム及びプロジェクト関係者と協働し、プロジェクトが今後進めていく生活改善アプローチを踏まえたコミュニティ開発計画の策定プロセスと手法、及びその実施、モニタリング・評価法の構築とそれらをプロジェクト関係者自身で実施出来るようにするためのマニュアル等の教材作成の支援及び関連人材育成を行う。あわせて、プロジェクトが構築する生活改善アプローチを踏まえた市の開発計画の策定手法とプロセス、及びその実施、モニタリング・評価法の構築についても、今回策定を支援するコミュニティ開発計画とのつながりが強い一連のプロセスであることを踏まえて助言する。

具体的担当事項は、次の通りとする。

(1)第1次国内業務（2018年6月下旬）

ア プロジェクト関連資料、対象地域における社会開発事業実施に関する市の開発計画及びコミュニティレベルの開発計画の策定プロセス及び手法、実施、モニタリング・評価法、FISDLが実施している生活改善に関するパイロット・プロジェクトについての評価法及びJICAによる周辺国の地方自治体能力強化に関連するプロジェクト（ホンジュラス、グアテマラ等）の事例等についての情報を収集し、内容を把握する。また、必要な追加情報を整理し、質問票として本邦出発前までにJICA農村開発部とプロジェクトに提出する。

イ JICA農村開発部と連絡・調整のうえ、業務内容を整理する。

ウ 現地業務工程表（案）を含む全体工程にかかるワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA農村開発部へ提出・報告を行う。（必要に応じて、JICAエルサルバドル事務所、プロジェクトチームを含む）

(2)第1次現地派遣業務（2018年6月下旬）

²「プロジェクト関係者」とは、カウンターパートのみならず、プロジェクトに関係する機関、自治体等の関係者。「プロジェクトチーム」は日本人専門家チームとカウンターパートを意味する。

ア 現地業務開始時に JICA エルサルバドル事務所にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。

イ プロジェクトチームと対象地域におけるコミュニティ開発計画の策定プロセス及び手法、実施、モニタリング・評価法についてプロジェクトが取りまとめた既存のコミュニティ開発計画の分析結果を踏まえて調査・分析及び課題の整理を行う。

ウ 上記イの結果及び JICA による周辺国での地方自治体能力強化に関連するプロジェクト（ホンジュラス、グアテマラ等）の事例等をプロジェクトチームと共有し、それらコミュニティ開発計画の策定プロセスと手法、及びその実施、モニタリング・評価法の、本プロジェクトへの活用可能性を検討する。なお、第 1 次現地派遣における業務「イ」及び「ウ」は、プロジェクトが有する情報及び進捗状況を踏まえて行う。

エ 上記イとウの結果をプロジェクト関係者、本プロジェクトのパイロット市及び協力機関と共有し、社会開発事業の実施に必要な、コミュニティの開発計画の策定プロセスと手法及びその実施、モニタリング・評価法について必要な内容等を取り纏めたガイドライン案をプロジェクトチームとともに作成する³。

オ プロジェクトチームが作成を進めている、本プロジェクトのパイロット市の開発計画の策定プロセスと手法、及びその実施、モニタリング・評価法について、本業務で作成したコミュニティ開発計画との関係性や繋がり観点から助言する。

カ 現地業務結果報告書（西文）を作成し、FISDL に提出・報告を行う。

キ 現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA エルサルバドル事務所に提出・報告を行う。

(3) 第 2 次国内業務（2018 年 7 月上旬及び 2018 年 8 月中旬）

ア 第 1 次現地業務結果を踏まえ、現地でプロジェクトチームが検討を進めるコミュニティ開発計画の策定プロセスと手法、及びその実施、モニタリング・評価について必要な手法、活動内容等を取り纏めたガイドライン案最終版の作

³ プロジェクトの計画では 2018 年 5 月に、プロジェクト関係者が、本プロジェクトのモデルとなっているホンジュラスの「地方開発のための自治地帯能力強化プロジェクト（FOCAL）」の実施サイトを視察する予定。その結果も踏まえて、プロジェクトで進めていくモデル案を検討する。

成についての進捗状況を調査し、必要な支援を行う。加えて、上記ガイドラインを使ったプロジェクト関係者の人材育成（教材作成、研修実施等）に係る資料の収集等の準備を行う。

イ JICA 農村開発部と連絡・調整の上、第 1 次現地派遣業務結果の共有及び第 2 次現地派遣業務内容の整理を行う。（必要に応じて、JICA エルサルバドル事務所、プロジェクトチームを含む）

(4)第 2 次現地派遣業務（2018 年 8 月中旬頃）

ア 上記「(3)イ」を踏まえて、現地業務開始時に JICA エルサルバドル事務所と業務内容の確認を行う。

イ 上記「(4)ア」を踏まえて、プロジェクトチームとコミュニティの開発計画の策定プロセスと手法、及びその実施、モニタリング・評価について必要な体制、手法、活動内容等を取り纏めたガイドラインの最終案を作成する。

ウ 上記「(4)イ」で策定した最終案を基に、プロジェクト関係者の人材育成（研修実施等）に必要な教材、執務参考資料等をプロジェクトチームとともに作成する。

エ 上記「(4)ウ」で作成した教材、執務参考資料を基に、プロジェクト関係者に対して研修等を実施する。

オ プロジェクト関係者に対しての研修結果を踏まえて、コミュニティの開発計画の策定プロセスと手法、およびその実施、モニタリング・評価について必要な体制、手法、活動内容等を取り纏めたガイドライン、人材育成のための教材や執務参考資料等の見直しを行う。

カ プロジェクトチームが作成を進めている、市の開発計画の策定プロセスと手法、及びその実施、モニタリング・評価法について、本業務で作成したコミュニティ開発計画との関係性や繋がり観点から助言する。

キ 現地業務結果報告書（西文）を作成し、FISDL に提出・報告を行う。

ク 現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA エルサルバドル事務所に提出・報告を行う。

(5)第3次国内業務（2018年9月中旬：帰国後整理期間）

ア 専門家業務完了報告書を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1)ワークプラン(全体分及び各派遣時（修正がある場合）)

和文3部（JICA 農村開発部、JICA エルサルバドル事務所、プロジェクトチーム）

西文4部（C/P 機関、JICA 農村開発部、JICA エルサルバドル事務所、プロジェクトチーム）

(2)現地業務結果報告書(各現地派遣終了時)

作成部数及び配布先は上記「8.（1）」と同じ。

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況（計画から変更があった場合その理由も記載）

(3)専門家業務完了報告書(業務終了時)

作成部数及び配布先は上記「8.（1）」と同じ。

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処

(4)各種ガイドライン、教材等

コミュニティの開発計画の策定プロセスと手法、及びその実施、モニタリング・評価について必要な体制、手法、活動内容等を取り纏めたガイドライン、人材育成のための教材や執務参考資料等。これらについては、各次現地業務結果報告書に参考資料として添付して提出することとする。

上記報告書等の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。また、業務従事月報を作成し、農村開発部に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路については、日本⇄ヒューストン／アトランタ／ロサンゼルス⇄エルサルバドルを標準とします。

(2) 本案件の見積りは、上記ガイドラインの業務実施契約（単独型）見積書「様式（単独型・不課税化対象案件用）」を用いて積算してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第一次現地派遣期間は2018年6月20日～7月4日を予定していますが、プロジェクト開始時期（最初の長期専門家の派遣日）を踏まえて、若干の変更がある場合があります。第二次以降の現地派遣期間は2018年8月中旬からを予定していますが、第一次現地派遣の結果を踏まえ調整します。

②便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳備上

なし

(2) 参考資料

1) 配布資料

本業務に関する資料として以下を農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム（TEL:03-5226-8458にて配布します。）

①「生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発能力強化プロジェクト」
詳細計画策定調査報告書

② 本案件事前評価表

- ③ 本案件 R/D
- ④ 「ホンジュラス共和国地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL2）」終了時評価報告書(案)
- ⑤ 本案件運営指導調査団（2018年3月実施）ミニッツ

2) 公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイト（JICA 図書館含む）で公開されています。

- ① 「グアテマラ国地方自治体能力強化プロジェクト」終了時評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12283834.pdf>
- ② 「技術協力コンテンツ「生活改善アプローチ」視聴覚教材
https://jica-net-library.jica.go.jp/jica-net/user/lib/contentDetail.php?item_id=321
- ③ 「プロジェクト研究 途上国開発における生活改善アプローチの適用可能性の検討報告書(執務参考資料)」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12182861.pdf>

3) 配布資料

本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、

JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上